

国不建第127号
令和6年12月17日

各建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（令和6年国土交通省告示第1342号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、発出日から適用する。

以上

○経済産業省
○環境省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号二の規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を次のように定める。

令和六年十二月十七日

経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号二の規定に基づき、熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当りの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1 熱供給事業者及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、令和五年度において使用された他人から供給された熱の一メガジュール当りの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。）

2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和五年度において使用された他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・○・五三二とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 (略) 三 技術力 1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」	第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 (略) 三 技術力 1 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」

という。の数（ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に二までとする。）

(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者（同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の六から第二十六条の八までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。）

(二) (略)

(三) 建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号）第二十九条第一号又は第二号に掲げる者であつて、(一)及び(二)に掲げる者以外の者

(四) (略)

(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによつて直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎くい工事試験（建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第七号の登録を受けた試験をいう。）若しくは登録解体工事試験（同条第二号の表解体工事の項第六号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)から(四)までに掲げる者以外の者

2 (略)

(六) (略)

四 (略)

という。の数（ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に二までとする。）

(一) 建設業法第十五条第二号イに該当する者（同法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しないものに限る。）

(二) (略)

(三) 建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号）第二十八条第一号又は第二号に掲げる者であつて、(一)及び(二)に掲げる者以外の者

(四) (略)

(五) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによつて直ちに同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎くい工事試験（建設業法施行規則第七条の三第二号の表とび・土工事業の項第五号の登録を受けた試験をいう。）若しくは登録解体工事試験（同条第二号の表解体工事の項第四号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(一)から(四)までに掲げる者以外の者

2 (略)

(六) (略)

四 (略)

附 則
この告示は、令和六年十二月十七日から施行する。

○国土交通省告示第千三百四十三号
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、経営規模等評価の申請及び総合評価値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

示
経営規模等評価の申請及び総合評価値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二 申請の方法</p> <p>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 確認書類</p> <p>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 5 4 (略)</p> <p>5 規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し又は所属企業の雇用証明書の写し</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 5 24 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第二 申請の方法</p> <p>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 確認書類</p> <p>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 5 4 (略)</p> <p>5 規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 5 24 (略)</p> <p>二 (略)</p>

附則
この告示は、令和六年十二月十七日から施行する。

○国土交通省告示第千三百四十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、令和六年十二月一日付で同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人として次の法人を指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき公示する。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 名称
ハウスプラス住宅保証株式会社
- 住所
東京都港区海岸一丁目十一番一号

- 三 保険等の業務を行う事務所の所在地
 - イ 東京都港区海岸一丁目十一番一号
 - ロ 宮城県仙台市青葉区中央二丁目十番十二号
 - ハ 愛知県名古屋市中区葵二丁目三番十五号
 - ニ 大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二十五号
 - ホ 福岡県福岡市博多区比恵町三番十七号
- 四 保険等の業務の開始の日
令和六年十二月一日

○国土交通省告示第千三百四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十九条第一項の規定により、同法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人であるハウスプラス住宅保証株式会社について、次のとおり保険等の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十九条第三項の規定に基づき公示する。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 名称
ハウスプラス住宅保証株式会社
- 二 住所
東京都港区海岸 一丁目十一番一号
- 三 保険等の業務を行う事務所の所在地
 - イ 東京都港区海岸一丁目十一番一号
 - ロ 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番二十三号
 - ハ 愛知県名古屋市中区葵二丁目三番十五号
 - ニ 大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二十五号
 - ホ 福岡県福岡市博多区比恵町三番十七号
- 四 廃止の日
令和六年十二月一日

○国土交通省告示第千三百四十六号

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第八条第三項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標準国際利用航空運送約款（平成二年運輸省告示第五百九十四号）の一部を次のように改正する。
令和六年十二月十七日
国土交通大臣 中野 洋昌

第三十七条第一項中「二十二特別引出権」を「二十六特別引出権」に改める。

附則

この告示は、令和六年十二月二十八日から施行する。

○北陸地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和六年十二月十七日
北陸地方整備局長 高松 諭
- 一 施行者の名称 富山県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年北陸地方整備局告示第四十三号南砺都市計画道路事業三・四・七号谷今町線
- 三 事業施行期間 自平成二十八年三月三十日至令和九年三月三十一日
- 四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

令和6年12月17日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の改正案」
及び「建設業許可事務ガイドラインについての改正案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年11月1日から令和6年12月1日まで、「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の改正案」及び「建設業許可事務ガイドラインについての改正案」に関する意見の募集を行いましたところ、計13件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、本件と直接関係のない御意見については、回答を差し控えさせていただきますので御了承ください。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	紙の健康保険証も引き続き提出可とされているようですが、健保が発行する「健康保険被保険者資格証明書」についても引き続き提出可能な確認書類として明示していただくか、あるいは各地方整備局におかれまして「提出可能な確認書類」に準じる取扱いをして頂けるようにご検討を頂けますようお願いいたします。	告示及びガイドラインに記載のない書類については、各許可行政庁において、確認書類として十分か否かの判断をお願いしております。
2	営業所技術者等の「等」は具体的に何を指しておりますでしょうか。	建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者を指します。
3	確認書類として新たに追加される「所属企業の雇用証明書の写し」については、第三者による証明とはならず、所属企業の自己申告でしかないため信頼性が乏しい。自身の利益のために、雇用していない技術者を自己の所属と偽る企業が発生することは明らかで、その確認は困難であるので、確認書類として認めてはいけなないと考える。	申請者の自己証明内容に疑義がある場合には、行政庁等から追加資料（第三者が作成する証明資料や誓約書等）を求め確認を行うことや、必要に応じ建設業法第31条第1項の規定に基づく営業所への立入検査等を実施し、不正又は虚偽が認められる場合は、許可の拒否・取消をもって臨むなど厳正な運用に努めることで、虚偽申請の抑止ならびに確認書類の真正性を担保したいと考えます。
4	建設業許可事務ガイドライン22頁の営業所技術者等に係る許可要件の確認方法として、「所属企業の雇用証明書の写し」が追加されたが、大阪府の手続きでは、これが追加されていない。今後追加するように指導する予定か。	建設業許可事務ガイドラインは、国土交通大臣に係る建設業許可事務の取り扱い等についてとりまとめたものですが、都道府県にも参考送付いたします。
5	監理技術者制度運用マニュアルの8から9頁にも、「所属企業の雇用証明書の写し」を追加するか。	監理技術者等とその所属建設業者の直接的・恒常的な雇用関係を確認する資料として、監理技術者制度運用マニュアルにおいても「所属企業の雇用証明書の写し」を追記いたします。
6	所属企業を確認する方法としてCCUSカードを活用する方法もあると考えるが、今後検討する余地はあるか。	建設キャリアアップカードの表裏面では技能者と所属企業の関係が確認できず、確認書類としては不十分と考えます。
7	2. 建設業許可事務ガイドラインに係る改正案の概要 （1）健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類について ○ 常勤確認資料としての「所属企業の雇用証	所属企業と雇用関係にある者であれば、「所属企業の雇用証明書の写し」は常勤性の確認資料として認められます。

	明書の写し」は営業所技術者等に係る常勤性の確認についてのみ例示がされており、常勤役員等に係る常勤性の確認については例示がないが、常勤役員が執行役員である場合、及び常勤役員等を直接に補佐する者についても認められないのか。	
8	今回の建設業許可事務ガイドライン改正案では、様式第八号が「営業所技術者等証明書」という名称に改正されることのみならず、「専任技術者」を「営業所技術者」という文言にすべて変更することが認識できるが、ここでいう「専任」はこれまで建設業許可の重要な要件として定着している。長年「専任技術者」という言葉が全国で浸透してきている以上、混乱を招くことが容易に想像できるため、営業所技術者の後にカッコ書きで専任技術者を併記することで理解が進むのではないかと考える。	「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）の一部施行に伴い、建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の規定が改められたところ、「専任技術者」という表現は現場に配置する主任技術者又は監理技術者と混同する可能性がありますので名称を変更しております。
9	「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号、最終改正 令和3年12月9日国不建第362号）は、行政手続法第5条第1項に基づく審査基準である以上、建設業許可事務ガイドラインよりも優先して改正案の作成と意見公募手続を行う必要があるのではないかと思料する。	「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号）についても改正を行います。 なお、本通知の今回の改正内容は単に建設業法改正等の内容を反映させるのみであるため、パブリックコメントによる意見募集は行っておりません。

- ※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
- ※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

国 総 建 第 269 号
平成 20 年 1 月 31 日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

公共工事の発注における企業評価の物差しである経営事項審査の評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることのないよう、適時の見直しが必要である。

このため、今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされ、同日付け国土交通省国総建第267号をもって、建設流通政策審議官から今般の改正の主要な内容について通知されたところである。

これらを踏まえ、従来の経営事項審査の事務取扱いを見直すこととした。その内容は上掲の省令、告示の施行に伴うもののほか、各項目の評点幅、評点算出方法を見直したこと等である。

今後標記の件については、建設業法、同法に基づく命令及び関連通知によるほか、下記により取扱われたい。ただし、本通知による事務取扱いは、平成20年4月1日より適用する。

なお、平成18年7月7日付け国土交通省国総建第129号をもって通知した「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」は平成20年3月31日限り廃止する。

記

- I 次の各号に掲げる事務の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、特に定めのある場合を除き、審査に用いる額については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第15号から別記様式第19号までに記載された千円単位をもって表示した額（ただし、会社法第2条第1項に規定する大会社が百万円単位をもって表示した場合は、百万円未満の単位については0として計算する。）とし、審査に用いる期間については、月単位の期間（1月未満の期間については、これを切り上げる。）とする。

1 経営規模について（告示第一の一関係）

（1） 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について

イ 種類別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨申出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によることとする。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする。

ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。

ハ 契約後V E（主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式。以下同じ。）による公共工事の完成工事高については、契約後V Eによる減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に契約後V Eによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出することとする。

ニ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができるものとする。

ホ 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができるものとする。

ヘ 上記のほか、申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま、別記様式第1号に記載するものとする。

① 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者

- ② 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとする者
- ト 事業年度を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、次の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定するものとする。

直前二年の場合

$$\frac{(A \text{における完成工事高の合計額}) + (B \text{における完成工事高}) \times 24 \text{か月} - A \text{に含まれる月数}}{B \text{に含まれる月数}}$$

A・・・当期事業年度開始日の直前2年の間に開始する各事業年度
B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

直前三年の場合

$$\frac{(A \text{における完成工事高の合計額}) + (B \text{における完成工事高}) \times 36 \text{か月} - A \text{に含まれる月数}}{B \text{に含まれる月数}}$$

A・・・当期事業年度開始日の直前3年の間に開始する各事業年度
B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

チ 次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

- ① 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記を行った者
- ② 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であつて、次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむをえない事情により連続していない場合を除く。）
 - iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること
- ③ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの
 - i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
 - iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること

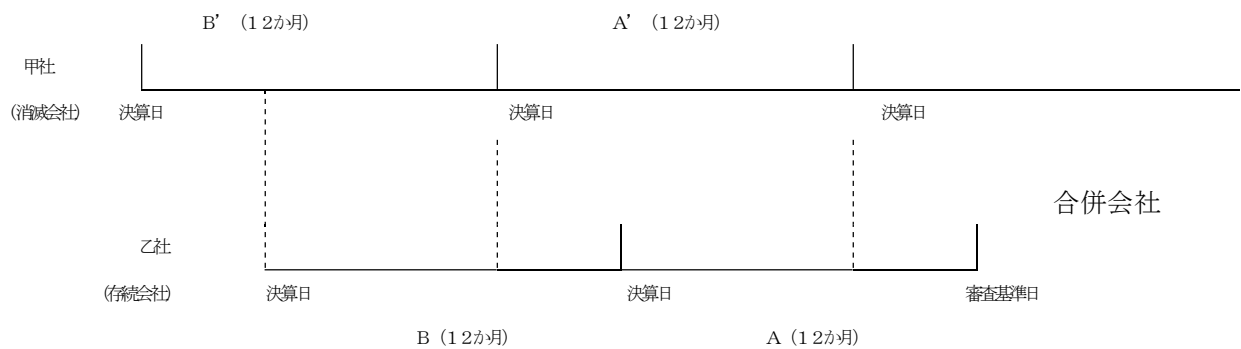
iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

リ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に合併の沿革を有する者（吸収合併においては合併後存続している会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう。）又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者又は当該建設業の譲渡人に係る営業期間のうちそれぞれ次の算式により調整した期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

合併の場合（直前2年）

$$\frac{(A、B \text{ 及び } A' \text{ の完成工事高}) + (B' \text{ における完成工事高}) \times \text{Bの始期からB'の終期にいたる月数}}{B' \text{ に含まれる月数 (12月)}} = \text{直前2年の完成工事高}$$

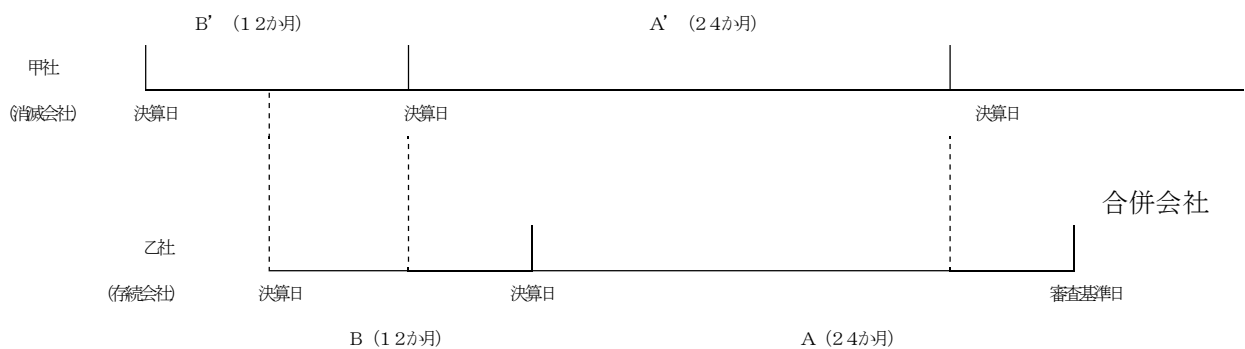
（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



合併の場合（直前3年）

$$\frac{(A、B \text{ 及び } A' \text{ の完成工事高}) + (B' \text{ における完成工事高}) \times \text{Bの始期からB'の終期にいたる月数}}{B' \text{ に含まれる月数 (12月)}} = \text{直前3年の完成工事高}$$

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



譲り受ける場合（直前2年）

譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

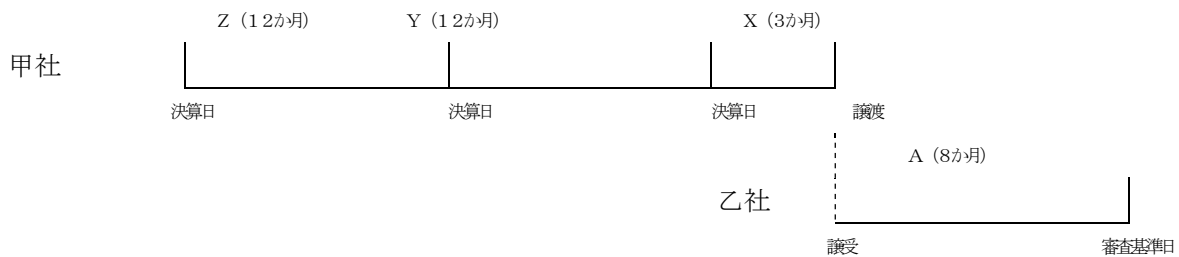
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

$(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) \times$

$\frac{24か月 - A、X及びYに含まれる月数}{Zに含まれる月数(12月)}$

$= 直前2年の完成工事高$

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



譲り受ける場合（直前3年）

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

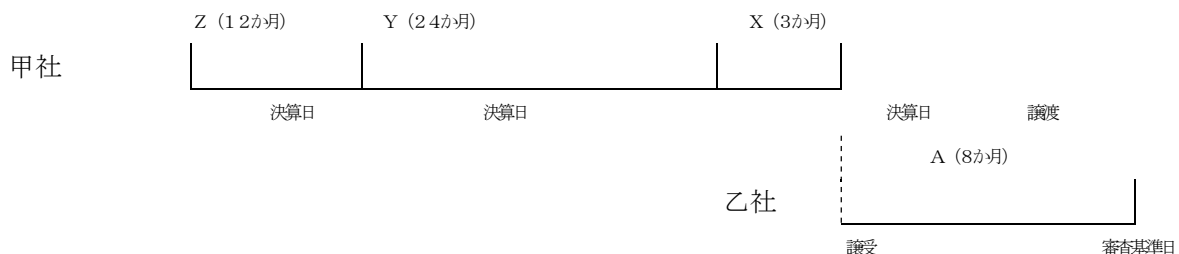
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

$(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) \times$

$\frac{36か月 - A、X及びYに含まれる月数}{Zに含まれる月数(12月)}$

$= 直前3年の完成工事高$

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



又 トに掲げる者を除き、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、当該直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度の審査対象建

設業に係る建設工事の完成工事高の額の合計額を2（又は3）で除して得た額を年間平均完成工事高とする。

(2) 自己資本額について

自己資本の額は、審査基準日（申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。）の決算（以下「基準決算」という。）における純資産合計の額又は基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額（基準決算の直前の事業年度の計算書類を平成18年7月7日国土交通省令第76号で改正前の規則（以下、旧省令という。）に基づき作成している場合は、純資産を資本と読み替える。以下同じ。）の平均の額とし、その額をもって審査する。ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなして審査する。

(3) 平均利益額について

イ 営業利益の額は、当期事業年度開始日の直前1年（以下「審査対象年」という。）の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における営業利益の額とする。

ロ 減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。

ハ 利払前税引前償却前利益は、営業利益の額に減価償却実施額を加えた額とする。

ニ 平均利益額の審査は、審査対象事業年度における利払前税引前償却前利益及び審査対象年開始日の直前1年（以下「前審査対象年」という。）の各事業年度（以下「前審査対象事業年度」という。）における利払前税引前償却前利益の平均の額をもって行うものとする。

ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなして審査する。

ホ 事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における平均利益額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第一の三関係）

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第29条第1号又は第

2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）とする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

① 建設業法第15条第2号イに該当する者（以下「一級技術者」という。）であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの（同法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないものに限る。以下「一級監理受講者」という。）

② 一級技術者であって一級監理受講者以外の者

③ 令第29条第1号又は第2号に掲げる者であって一級技術者以外の者（以下「監理技術者補佐」という）

④ 基幹技能者又はレベル4技能者であって一級技術者及び監理技術者補佐以外の者

⑤ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第7号の登録を受けた試験をいう。）又は登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事業の項第6号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者若しくはレベル3技能者であって一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル4技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）

⑥ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者、レベル4技能者及び二級技術者以外の者（以下「その他の技術者」という。）

ハ 技術職員の数については、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であつ

て一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、監理技術者補佐の数に4を乗じ、基幹技能者又はレベル4技能者であって一級技術者及び監理技術者補佐以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（以下「技術職員数値」という。）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもって審査するものとする。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は二までとする。

- (2) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について
- イ 種類別年間平均元請完成工事高は、当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った完成工事高の種類別年間平均元請完成工事高とする。

ただし、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合には、当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高とし、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合には、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高を審査するものとする。

- ロ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高は、1の(1)の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高と同様の取扱いとする。

3 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）

- (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

イ 雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第106号）に基づき労働者が1人でも雇用される事業の事業主が被保険者に関する届出その他の事務を処理しなければならないものであることから、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていない場合（雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。

なお、労働者が1人も雇用されていない場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

ロ 健康保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が健康保険の被保険者になったことについて、日本年金機構又は各健康保険組合に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出して

いない場合をいう。)に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

- ハ 厚生年金保険は、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者になったことについて、日本年金機構に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

- ニ 建設業退職金共済制度は、審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）をしている場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。）に、加点して審査するものとする。

- ホ 退職一時金制度又は企業年金制度は、次に掲げるいずれかに該当する場合に加点して審査するものとする。

① 独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう。）が締結されている場合又は退職金の制度について、労働協約の定め若しくは労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則（同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む。）の定めがある場合

② 厚生年金基金（厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう。）が設立されている場合、法人税法（昭和40年法律第34号）附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約（事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう。）が締結されている場合、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金（事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。）が導入されている場合又は確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。）が導入されている場合

へ 法定外労働災害補償制度は、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。

① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

ト 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

① 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に、加点して審査する。

② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.01以上である場合に、加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日（以下「前審査基準日」という。）における技術職員名簿に記載されておらず、新規に技術職員名簿に記載された35歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するにあたって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

チ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況は、審査対象年又は審査基準日以前3年間における取組の状況について、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

① 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のう

ち、建設業法第7条第2号イからハまで若しくは同法第15条第2号イからハまでに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。）の数とする。

- ② 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であつて、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であつて、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。）の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数とする。
- ③ Aは、④に規定するCPD単位取得数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- ④ CPD単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位（公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（以下「CPD認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする）をいう。）の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定され

た単位をもとに CPD 単位取得数を算出するものとする。

- ⑤ Bは、⑥に規定する技能レベル向上者数を技能者数から⑦に規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が 1.5%未満の場合は0、1.5%以上 3%未満の場合は1、3%以上 4.5%未満の場合は2、4.5%以上 6%未満の場合は3、6%以上 7.5%未満の場合は4、7.5%以上 9%の場合は5、9%以上 10.5%未満の場合は6、10.5%以上 12%未満の場合は7、12%以上 13.5%未満の場合は8、13.5%以上 15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は、0とする。

- ⑥ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。
- ⑦ 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

リ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとする。

ヌ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日(令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査する。

- ① 審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。))に基づく行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下、「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)をいう。

- ② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービス

であって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。

(2) 建設業の営業継続の状況について

イ 建設業の営業年数について

- ① 建設業の営業年数は、法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けた時より起算するものとする。
- ② 営業休止（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。
- ③ 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、I 1(1)チ②若しくは③に掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとする。

(3) 防災協定締結の有無について

防災協定締結の有無については、審査基準日において、防災協定を締結している場合に、加点して審査する。

なお、社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

(4) 法令遵守の状況について

法令遵守の状況については、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、減

点して審査するものとする。

(5) 建設業の経理の状況について

イ 監査の受審状況については、次に掲げるいずれかの場合に加点して審査するものとする。

- ① 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合
- ② 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合
- ③ 建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、経理実務の責任者であって、告示第一の四の5の（二）のイに掲げられた者が別添の建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目を用いて経理処理の適正を確認した旨を別記様式2の書類に自らの署名を付して提出している場合

ロ 公認会計士等の数については、告示第一の四の5の（二）のイに掲げる者の数に同号の5の（二）のロに掲げる者の数に10分の4を乗じて得た数を加えた合計数値をもって審査するものとする。

(6) 研究開発の状況について

審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の平均の額（会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。）をもって審査するものとする。

なお、事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の（1）のチの②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における研究開発費の平均の額は、1の（1）のトからリまでの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（以下「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合又は財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）若しくは第14001号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

4 外国建設業者の外国における実績等の審査について

外国建設業者の外国における実績等に係る経営事項審査は、当分の間、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 定義

イ 外国とは、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域をいうものとする。

ロ 外国建設業者とは、外国に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものをいうものとする。

(2) 国土交通大臣の認定について

イ 国土交通大臣が、外国建設業者の申請に基づき、2の(1)に掲げる技術職員と同等以上の潜在的能力を有する者の数、3の(1)のハからホまでの各項目について加入又は導入している場合と同等の場合に該当する項目、3の(2)のイの①に掲げる営業年数のほかに外国において建設業を営んでいた年数、3の(5)のイに掲げる措置と同等以上の措置、3の(5)のロに掲げる者と同等以上の潜在的能力を有する者の数並びに3の(6)に掲げる金額と同等の額を認定した場合には、次のロに掲げる場合を除き、これらの認定を受けた数及び額を加えて、又は認定を受けた項目及び措置を含めて審査を行うものとする。なお、これら国土交通大臣が認定を行う項目以外の項目については、3のうち

(1) のイ若しくはロ、(3) 又は(4) に掲げる項目を除き、許可行政庁(経営状況にあつては登録経営状況分析機関) が外国建設業者の外国における実績等を含めて審査することに留意する。

ロ 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団を、一体として建設業を営んでいるものとして認定した場合には、3のうち(1) のイ若しくはロ、(3) 又は(4) に掲げる項目を除き、国土交通大臣が外国建設業者の申請に基づき当該建設業者の属する企業集団について認定した数値をもって審査するものとする。

5 経営状況について(告示第一の二関係)

(1) 純支払利息比率について

イ 売上高の額は、審査対象事業年度における完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額とする。

ロ 純支払利息の額は、審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額とする。

ハ 純支払利息比率は、ロに掲げる純支払利息の額を、イに掲げる売上高の額で除して得た数値(その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が5.1%を超える場合は5.1%と、マイナス0.3%に満たない場合はマイナス0.3%とみなす。

(2) 負債回転期間について

イ 1月当たり売上高は、(1)のイに掲げる売上高の額を12で除して得た数値とする。

ロ 負債回転期間は、基準決算における流動負債及び固定負債の合計の額をイに掲げる1月当たり売上高で除して得た数値(その数値に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が18.0を超える場合は18.0と、0.9に満たない場合は0.9とみなす。

(3) 総資本売上総利益率について

イ 総資本の額は、貸借対照表における負債純資産合計の額とする。

ロ 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額(個人の場合は完成工事総利益(当該個人が建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。))を併せて営む場合においては、兼業事業総利益を含む)の額)とする。

ハ 総資本売上総利益率は、ロに掲げる売上総利益の額を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日におけるイに掲げる総資本の額の平均の額(その平均の額が3000万円に満たない場合は、3000万円とみなす。)で除して得た数値(その数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が63.6%を超える場合は63.6%と、6.5%に満たない場合は6.5%とみなす。

(4) 売上高経常利益率について

イ 経常利益の額は、審査対象事業年度における経常利益の額（個人である場合には事業主利益の額）とする。

ロ 売上高経常利益率は、イに掲げる経常利益の額を(1)のイに掲げる売上高の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が5.1%を超える場合は5.1%と、マイナス8.5%に満たない場合はマイナス8.5%とみなす。

(5) 自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における1の(2)に掲げる自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が350.0%を超える場合は350.0%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(6) 自己資本比率について

自己資本比率は、基準決算における1の(2)に掲げる自己資本の額を基準決算における(3)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値（その数に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が68.5%を超える場合は68.5%と、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなす。

(7) 営業キャッシュフローの額について

イ 法人税、住民税及び事業税の額は、審査対象事業年度における法人税、住民税及び事業税の額とする。

ロ 引当金の額は、基準決算における貸倒引当金の額とする。

ハ 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完成工事未収入金の合計の額とする。なお、電子記録債権は受取手形に含むこととする。

ニ 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。なお、電子記録債務は支払手形に含むこととする。

ホ 棚卸資産の額は、基準決算における未成工事支出金及び材料貯蔵品の合計の額とする。

ヘ 受入金の額は、基準決算における未成工事受入金の額とする。

ト 営業キャッシュフローの額は、(4)のイに掲げる経常利益の額に1の(3)のロに掲げる減価償却実施額を加え、イに掲げる法人税、住民税及び事業税の額を控除し、ロに掲げる引当金の増減額（基準決算における額と基準決算の直前の審

査基準日における額の差額をいう。以下同じ。)、ハに掲げる売掛債権の増減額、ニに掲げる仕入債務の増減額、ホに掲げる棚卸資産の増減額及びヘに掲げる受入金の増減額を加減したものを一億で除して得た数値とする。

チ 前審査対象年における営業キャッシュフローの額の算定については、イからトの規定を準用する。この場合において、「基準決算」とあるのは「基準決算の直前の審査基準日」と、「審査対象年」とあるのは「前審査対象年」と、「審査対象事業年度」とあるのは「前審査対象事業年度」と読み替えるものとする。

リ 告示第一の二の7に規定する審査対象年における営業キャッシュフローの額及び前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の額については、トに規定する審査対象年における営業キャッシュフローの額及びチに規定する前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の数値(その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が15.0を超える場合は15.0と、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなす。

(8) 利益剰余金の額について

利益剰余金の額は、基準決算における利益剰余金合計の額(個人である場合においては純資産合計の額)を一億で除して得た数値(その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が100.0を超える場合は100.0と、マイナス3.0に満たない場合はマイナス3.0とみなす。

なお、事業年度を変更したため審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの純支払利息の額、(3)のロの売上総利益の額、(4)のイの経常利益の額及び(7)のイの法人税、住民税及び事業税の額は、1の(1)のト、チ又はリの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

上記の場合を除くほか、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合は、(1)及び(2)に掲げる項目については最大値を、その他の項目については最小値をとるものとして算定するものとする。

5-2 連結決算の取扱いについて

会社法第2条第6号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社(金融商品取引法第24条第1項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。)である場合は、規則第19条の4第1号及び第5号の規定に基づき提出された書類に基づき、5の(1)から(8)までに掲げる指標についての数値を算定する。

この場合において、(5)、(6)及び(7)については、それぞれ次のように読替えるものとする。

(5) 自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における純資産合計の額から少数株主持分を控除した額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が350.0%を超える場合は350.0%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(6) 自己資本比率について

自己資本比率は、基準決算における純資産合計の額から少数株主持分を控除した額を基準決算における(3)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値（その数に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が68.5%を超える場合は68.5%と、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなす。

(7) 営業キャッシュフローの額について

営業キャッシュフローの額は、審査対象年に係る連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの額を一億で除して得た数値及び前審査対象年に係る連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの額を一億で除して得た数値の平均の数値（その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が15.0を超える場合は15.0と、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなす。

II 経営規模等評価の結果は、別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」によって算出した評点で表示するものとする。

III 経営規模等評価の申請者及び総合評定値の請求者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第25号の15により行うものとし、建設工事の発注者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、同様式又は同様式の記載内容を記録した磁気ディスクにより行うものとする。

IV 規則別記様式第25号の15の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

V 申請者から規則別記様式第25号の15の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

VI 経営規模等評価の結果を閲覧に供する場合には、各項目の計算の方法等が明らかと

なるように、告示等を備え置くこととする。

附 則（平成22年10月15日国総建第162号）

この通知は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月1日国土建第53号）

この通知は、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成26年10月31日国土建第160号）

この通知は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月17日国土建第105号）

この通知は、平成28年6月1日から適用する。

附 則（平成28年8月1日国土建第203号）

この通知は、発出日から適用する。

附 則（平成29年12月26日国土建第300号）

この通知は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月7日国土建第1号）

1 この通知は、発出日から適用する。

2 改正後の様式において起点日が平成である場合は、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとする。

平成

①「令和31年4月1日から令和2年3月31日まで」

②「令和 元年4月1日から令和2年3月31日まで」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとする。

令和

③「平成31年4月1日から平成 2年3月31日まで」

④「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」

附 則（令和2年3月31日国土建第561号）

この通知は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月3日国土建第1号）

この通知は、令和2年4月1日にさかのぼって適用する。

附 則（令和3年3月26日国不建第246号）

この通知は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年8月15日国不建第237号）

この通知は、令和5年1月1日から適用する。

ただし、Iの2の(1)のロについては、発出日から適用する。

附 則（令和6年12月17日国不建第126号）

この通知は、発出日から適用する。

別 紙 1

経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

告示第一の一の1に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

(告示の別表第一関係)

区分	評点
(1)	2309
(2)	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$

(29)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び平均利益額に係る評点

告示第一の一の2に掲げる自己資本の額及び同号の3に掲げる平均利益額については、告示の別表第二又は別表第三の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又はロの表に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数を2で除した数値（小数点以下切り捨て）の点数を与える。

イ 自己資本額の点数

(告示の別表第二関係)

区分	点数
(1)	2114
(2)	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$

(15)	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ロ 平均利益額の点数
(告示の別表第三関係)

区分	点数
----	----

(1)	2447
(2)	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

告示第一の三の1に掲げる技術職員の数及び同項の2に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、告示の別表第四又は第五の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又はロの表に掲げる点数を与え、イの評点に5分の4を乗じたものとロの評点に5分の1を乗じたものの足し合わせた数値（小数点以下切り捨て）の点数を与える。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数
（告示の別表第四関係）

区分	点数
(1)	2335
(2)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$

(28)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ロ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数
(告示の別表第五関係)

区分	点数
(1)	2,865
(2)	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$

(30)	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1の(一)から(六)までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職金一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の1の(七)から(十)まで及び告示第一の四の2から10までに掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、建設業の営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況又は国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、告示の別表第六から別表第十九までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～カの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ヨの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計点数」という。）に応じて、ヨの算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第六関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第七関係)

区分	(1)	(2)
----	-----	-----

点数	1	0
----	---	---

ハ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数
(告示の別表第八関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	10	9	8	7	6	5	4

(8)	(9)	(10)	(11)
3	2	1	0

ニ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数
(告示の別表第九関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点 数	5	4	3	2	0

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数
(告示の別表第十関係)

区 分	(1)	(2)	(3)
点 数	15	10	0

ヘ 営業年数の点数

(告示の別表第十一関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	60	58	56	54	52	50	48

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
46	44	42	40	38	36	34	32

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
30	28	26	24	22	20	18	16

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
14	12	10	8	6	4	2	0

ト 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数
(告示の別表第十二関係)

区分	(1)	(2)
点数	0	-60

チ 防災協定締結の有無の点数
(告示の別表第十三関係)

区分	(1)	(2)
点数	20	0

リ 法令遵守の状況の点数
(告示の別表第十四関係)

区分	(1)	(2)	(3)
点数	0	-15	-30

ヌ 監査の受審状況の点数
(告示の別表第十五関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)
点数	20	10	2	0

ル 公認会計士数等の数の点数
(告示の別表第十六関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点 数	10	8	6	4	2	0

ヲ 研究開発の状況の点数
(告示の別表第十七関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	25	24	23	22	21	20	19

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
18	17	16	15	14	13	12	11

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
10	9	8	7	6	5	4	3

(24)	(25)	(26)
2	1	0

ワ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十八関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

点数	15	15	14	14	13	13	12
----	----	----	----	----	----	----	----

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
12	11	10	9	8	7	6	5

(16)
0

カ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数
(告示の別表第十九関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
点数	10	10	8	5	5	5	3	0

ヨ その他の審査項目（社会性等）の評点

その他の審査項目（社会性等）の評点＝告示の付録第二による点数並びにイ～カ
の点数の合計点数×10×175／200

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

注2 令和5年8月13日以前の審査基準日におけるその他の審査項目（社会性等）
の評点については、以下の算式により求めることとする。

その他の審査項目（社会性等）の評点＝告示の付録第二による点数並びにイ
～カの点数の合計点数×10×190／200

5 経営状況の評点

告示第一の二に掲げる項目については、告示の付録第一に定める算式によって算出
した点数（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「経
営状況点数」という。）に基づき、次に掲げる算式によって経営状況の評点（小数点
以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を求める。ただし、経営状況の評
点が0に満たない場合は0とみなす。

(告示の付録第一関係)

① 経営状況の評点＝167.3×A＋583

Aは、経営状況点数

別紙 2

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック

別紙 3

認定能力評価基準により技能や経験を評価された技能者を技術職員名簿に記載する際は、次のコードを記載することとする。

レベル3技能者 = 703

レベル4技能者 = 704

別記

様式第1号

(用紙A4)

工事種別別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、〇〇〇の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

記載要領

「 地方整備局
北海道開発局 については、不要のものを消すこと。
知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理してい</p>

	る。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来

	しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資

	本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上(全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法

	<p>引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準</p>
	<p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p>
	<p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より 1 以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の 3 年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急工事等」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について(告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第29条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準</u>（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）とする。</p> <p>また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年</p>	<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について(告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第28条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準</u>（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）とする。</p> <p>また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年</p>

法律第68号)第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る。)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないものに限る。以下「一級監理受講者」という。)

② (略)

③ 令第29条第1号又は第2号に掲げる者であって一級技術者以外の者(以下「監理技術者補佐」という)

④ (略)

⑤ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第7号の登録を受けた試験をいう。)又は登録解体工事試験(同条第2号の表解体工事業の項第6号の登録を受けた試験をいう。)に合格した者若しくはレベル3技能者であって一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル4技能者以外の者(以下「二級技術者」という。)

⑥ (略)

ハ (略)

法律第68号)第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る。)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないものに限る。以下「一級監理受講者」という。)

② (略)

③ 令第28条第1号又は第2号に掲げる者であって一級技術者以外の者(以下「監理技術者補佐」という)

④ (略)

⑤ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。)又は登録解体工事試験(同条第2号の表解体工事業の項第4号の登録を受けた試験をいう。)に合格した者若しくはレベル3技能者であって一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル4技能者以外の者(以下「二級技術者」という。)

⑥ (略)

ハ (略)

(2) (略)
3～5-2 (略)
II～VI (略)
別紙 1～3 (略)

別記

様式第1号～第6号 (略)

(2) (略)
3～5-2 (略)
II～VI (略)
別紙 1～3 (略)

別記

様式第1号～第6号 (略)